

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について

令和 7 年 12 月 22 日
總務省自治行政局

地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えるつある中、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、地域経済の活性化等の観点からも、適切な価格転嫁が必要。自治体には、「適正な価格で契約を行うことに対する意識の確立が求められている。
- 先日成立した補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として、令和7年度分の地方交付税を2,000億円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。

1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する必要

CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更の実施も含め適切に対応する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおくことも有効

CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断つていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、適切な価格転嫁を担保する観点からも重要

POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、原則として全ての入札への制度導入を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「見える化」して公表（R7.9）

CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

<参考> 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】

| |
|--|
| E社(1,050万円) |
| 予定価格(1,000万円) |
| 調査基準価格(850万円) |
| 調査基準価格未満で入札を行った業者について契約の履行能力があるかどうかを調査 |
| C社(820万円) 落札 |
| B社(750万円) 不適当失格 |
| A社(600万円) 不適当失格 |

【最低制限価格制度のイメージ】

| |
|------------------------|
| E社(1,050万円) |
| 予定価格(1,000万円) |
| 最低制限価格(800万円) |
| 最低制限価格未満で入札を行った業者は自動失格 |
| A社(600万円) 失格 |

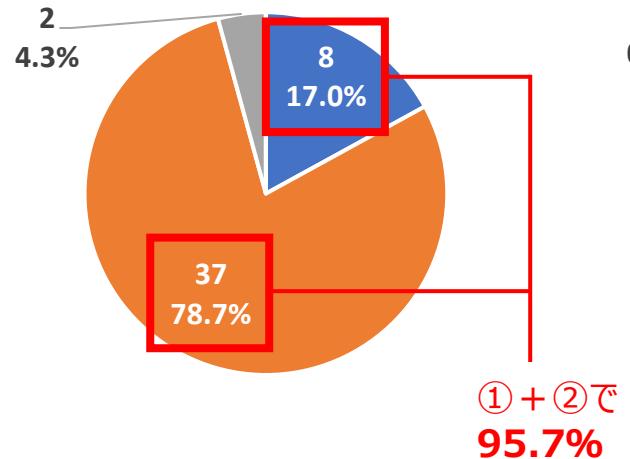
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各自治体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い。原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入することを要請。

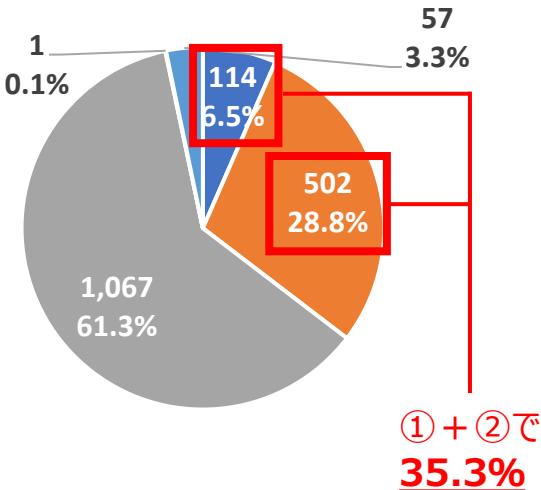
調査結果の概要

＜低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R7.5時点）＞

都道府県



市区町村



- ①全ての請負契約
- ②工事関係 + 工事関係以外の一部の請負契約
- ③工事関係の請負契約のみ
- ④工事関係以外の請負契約のみ
- ⑤導入していない

※前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

⇒ 制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「参考となる基準やモデルがない」といった課題があげられている。各業所管省庁において、導入の参考となる算定モデルを作成いただきたい。